

# 死亡届をされた後の 諸手続きについて

必要とする手続きは、亡くなられた方の状況によって異なります。

ここに記載のないもので、手続きが必要となる場合もありますので、ご了承ください。

詳しくは、関係課等でお尋ねください。

板橋区区民文化部戸籍住民課戸籍係

令和4年4月1日現在

(戸籍-1)

## ◆ 区役所で手続きをするもの(必要書類については、各問合わせ先へご連絡ください)

亡くなられた方が	手続きの種類	手続き 期限	必 要 書 類 等	問 合 わ せ 先
世帯主の方	世帯主変更届(亡くなられた方が世帯主で、残る同世帯の方が2人以上のときのみ)	14日 以内	届出人の本人確認資料(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど) ※届出人とは、亡くなられた方と同世帯の方です。	戸籍住民課 住民異動係 3579-2205 区役所南館1階 戸籍住民課受付
右記のカード等をお持ちの方	印鑑登録証 いたばし区民カード <sup>※</sup> マイナンバーカード <sup>※</sup> 通知カード <sup>※</sup> 住民基本台帳カード <sup>※</sup>		返却する必要はありません。	
外国人の方	特別永住者証明書等の返納 ※原則、出入国在留管理局へ返納(板橋区役所でも返納可能)	14日 以内	亡くなられた方の特別永住者証明書、またはこれにみなされる外国人登録証明書のいずれか(なお、在留カードの返納先は出入国在留管理局になります。)	戸籍住民課 住民台帳係 3579-2207 区役所南館1階 戸籍住民課受付

## ◆ 各種手続きに必要な戸籍謄本・住民票などの取得

手続きの種類	必要書類等	問合わせ先	注意事項
戸籍謄本等の取得	請求者の本人確認資料（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど） ※亡くなられた方の配偶者・直系親族以外の方が請求する場合、請求理由を明らかにする資料等が必要な場合があります。 詳しくはお問い合わせください。	戸籍住民課 証明係 3579-2210	死亡届が証明書に反映されるまで日数がかかります。
住民票（除票）の取得	請求者の本人確認資料（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど） ※亡くなられた方との関係や世帯状況に関わらず、請求できる方が限られ、必要分しか取得できません。 また、請求理由を明らかにする資料等が必要となります。 詳しくはお問い合わせください。	区役所南館1階 戸籍住民課受付	必要な証明書の種類等は手続きにより異なります。 まずは、事前に各提出先にご確認ください。

## ◆ 区役所で手続きをするもの(必要書類については、各問合わせ先へご連絡ください)

亡くなられた方が	手続きの種類	手続き期限	必要書類等	問合わせ先
国民健康保険に加入している方	国民健康保険被保険者証等の返還・世帯員の被保険者証の書換	14日以内	亡くなられた方（75歳未満）の被保険者証及び高齢受給者証、(世帯主が変更となる場合は世帯全員の被保険者証)	国保年金課 国保資格係 3579-2406 区役所南館2階受付
	葬祭費（葬祭を行った方あて） 7万円	葬祭を行った日の翌日から2年以内	亡くなられた方（75歳未満）の被保険者証、葬儀の領収書（原本）、葬祭を行った方名義の金融機関の口座など	国保年金課 国保給付係 3579-2404 区役所南館2階受付
国民年金加入者・受給者	未支給請求（亡くなられた方が国民年金のみを受給していたとき）	受給権者の年金支払日の翌月の初日から5年以内	亡くなられた方の年金の種類や、世帯状況により異なります。 まずは、死亡の連絡、受給状況について板橋年金事務所へお問い合わせください。	国保年金課 国民年金係 3579-2431 区役所南館2階受付  〔区役所で手続きが必要な場合〕
	遺族基礎年金（亡くなられた方が国民年金のみで18歳未満の子があるとき等）	死亡日の翌日から5年以内	日本年金機構 板橋年金事務所 3962-1481（音声①→②）	
	死亡一時金（被保険者が年金を受給せずに死亡したとき）	死亡日の翌日から2年以内		
後期高齢医療制度に加入している方	葬祭費（葬祭を行った方あて） 7万円	葬祭を行った日の翌日から2年以内	亡くなられた方の被保険者証、葬儀の領収書（原本）、領収書の宛名の方名義の通帳	後期高齢医療制度課 資格給付係 3579-2373 区役所北館2階受付
介護保険証をお持ちの方	介護保険被保険者証の返還	すみやかに	亡くなられた方の介護保険被保険者証	介護保険課 資格保険料係 3579-2359 区役所北館2階受付
	介護保険負担割合証、負担限度額認定証の返還	すみやかに	亡くなられた方の介護保険負担割合証、負担限度額認定証	介護保険課 給付係 3579-2356 区役所北館2階受付

亡くなられた方が	手続きの種類	手続き 期限	必 要 書 類 等	問 合 わ せ 先
住民税・軽自動車税 (種別割)に未納が あるか不明な方	納税の確認	すみやかに	亡くなられた方の納付書	納税課 整理係 3579-2145 区役所北館3階⑩窓口
原動機付自転車(125cc 以下)をお持ちの方	原動機付自転車 (125cc以下)の廃 車・名義変更	すみやかに	ナンバープレート、標識交付証明 書、譲渡証明書(名義変更の場合の み)等 ※戸籍謄本等が必要な場合もある ので、詳しくはお問い合わせくだ さい。	課税課 税務係 3579-2095 区役所北館3階⑬窓口
障がいに関わる 手帳等をお持ちの方	愛の手帳(オレンジ色)、身体障害者 手帳(あずき色)の 返還 都営無料乗車券	すみやかに	亡くなられた方の愛の手帳、身体 障害者手帳  都営無料乗車券	板橋福祉事務所 障がい者支援係 区役所北館2階⑩窓口 3579-2460 赤塚福祉事務所 障がい者支援係 3938-5118 志村福祉事務所 障がい者支援係 3968-2337・9
	マル障受給者証、 タクシー券、 自動車燃料券、 理美容券の返還		亡くなられた方のマル障受給者 証、タクシー券、自動車燃料券、 理美容券	障がいサービス課 福祉係 区役所北館2階⑫窓口 3579-2362
	障がい者福祉に 関する各手当		各手当により異なりますので ご相談ください	
	自立支援医療受給 者証(精神通院)の 返却 精神障害者保健福 祉手帳(みどり色) の返却		亡くなられた方の 自立支援医療受給者証(精神通院) 精神障害者保健福祉手帳 (みどり色)	板橋健康福祉センター 3579-2333 上板橋健康福祉センター 3937-1041 赤塚健康福祉センター 3979-0511 志村健康福祉センター 3969-3836 高島平健康福祉センター 3938-8621
	難病医療費の助成		亡くなられた方の 特定医療費(指定難病)受給者証 難病医療券	
児童手当受給者	児童手当の未支給 の請求 児童手当の受給者 変更	死亡月内 又は死亡 日翌日から 15日以内 ※遡っての 支給はあり ませんので、 上記期限内 に手続きく ださい。	請求者(児童)名義の通帳、請求者 (児童)の健康保険証の写し、新た な受給者名義の通帳、新たな受給 者の健康保険証の写しなど ※必要なものが全て揃っていな くても、申請手続きをしてください。	子育て支援課 子どもの手当医療係 区役所北館1階⑥窓口 3579-2477
18歳になって最 初の3月31日(一 定の障がいをも つ場合は20歳未 満)までの児童を扶 養している方	ひとり親等に関す る各手当・医療費 助成の申請等	すみやかに	詳しくはお問い合わせください。 ※所得制限等、受給要件があります。	赤塚支所 住民サービス係 3938-5113

◆ 区役所以外で手続きをするもの(必要書類等については、それぞれの機関へお問い合わせください)

種 類 等		問 合 わ せ 先	官公署等
厚生年金 共済年金	未支給請求 遺族厚生年金 遺族共済年金	管轄の年金事務所や各共済組合	日本年金機構 板橋年金事務所 板橋区板橋1-47-4 3962-1481 (音声①→②)
健康保険 (社会保険)	埋葬料 (本人死亡のとき)	勤務先の健康保険担当	
	家族埋葬料		
労災保険	葬祭料	勤務先または管轄の労働基準監督署	池袋労働基準監督署 豊島区池袋4-30-20 3971-1259
	遺族保障給付		
税 金	所得税	管轄の税務署	板橋税務署 板橋区大山東町35-1 3962-4151
	相続税		
	医療費控除による 税金の還付		
	固定資産税	東京23区は管轄の都税事務所	板橋都税事務所 板橋区大山東町44-8 3963-2111
	自動車税	都税総合事務センター	東京都自動車税コールセンター 3525-4066
生命保険	保険金	保 険 会 社	
簡易保険	保険金	ゆうちょ銀行	
銀行預金 郵便貯金	名義変更	銀 行 ゆうちょ銀行	
有価証券	名義変更	取引証券会社	各取引証券会社
普通自動車 (660cc超) 二輪車 (125cc超)	名義変更	運輸支局	練馬自動車検査登録事務所 練馬区北町2-8-6 050-5540-2032
軽自動車 (660cc以下)	名義変更	軽自動車検査協会	軽自動車検査協会東京主管事 務所練馬支所 板橋区新河岸1-12-24 050-3816-3101
電 話	名義変更	電話会社	
電気・ガスの名義変更		お客様センター等	各契約先に お問い合わせください。
水道の名義変更		お客様センター等	東京都水道局お客様センター 5326-1100
土地・建物等の相続登記		管轄の法務局	東京法務局板橋出張所 (03)5318-0261
NHKの契約		NHKふれあいセンター	受信料関係のお問い合わせ 0120-15-1515

※ 手続きをする場合は、事前に関係部署、各官公署等にお問い合わせください。

また、届出人の本人確認書類、委任状等についても事前にお問い合わせいただくようお願いいたします。